

# MONEY FOR PRESIDENT

## 高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー  
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

## ご存じですか？「改正電子帳簿保存法」

### 電子帳簿等保存制度には3つの区分がある

こんにちは、高橋学です。今回のテーマは2024年1月1日から施行される「電子帳簿保存法(以下、電帳法)の改正」です。全ての企業に関わる重要なテーマですので、基礎から詳しく解説します。

「電帳法」は経理のデジタル化や円滑な税務調査などを後押しするためにつくられたもので、税法上、保存などが必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存・活用できるようにするための法律・制度です(制度の正式名称は電子帳簿等保存制度)。法改正により仕組みが変わるため、ポイントを見ていきましょう。

図表1に改正後の制度の概要をまとめました。大きく3つ=①自社がパソコンで作成した帳簿などを対象とする「電子帳簿等保存」、②取引先から受領した紙の書類などを対象とする「スキャナ保存」、③電子データで授受した取引情報などを対象とする「電子取引データ保存」に分けられる同制度ですが、改正による影響が最も大きいのが、③の「電子取引データ保存」に関するもの。取引先と、契約書や請求書などに相当する電子データをやりとりした場合、

その電子データ(電子取引データ)を保存することが義務化され、現在容認されているプリントアウトによる保存は認められなくなります。

### 電子取引データ保存は「要件」に注意

この「ルール変更」について「十分対応ができていないのか不安」を感じている場合は、次の2つに着目して確認することをお勧めします。

1つ目はデータの範囲。あくまでも電子取引したものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならないわけではありません。

2つ目は保存要件。図表2に3つの要件をまとめました。なかでも注意したいのが「改ざん防止のための措置」と「検索機能の確保」です。改ざん防止のための措置は、電子データにタイムスタンプを押すことで対応できます。また、改ざん防止のための事務処理規程を定めることで費用などをかけずに対応する方法もあります。一方、検索機能の確保とは、「取引年月日」「取引金額」「取引先」といった要件でデータを検索できるようにしておくこと。大掛かりな対応をイメージする方も多いようですが、表計算ソフトなどによる簡便な作成法もあることを覚えておきましょう。M

図表1 電子帳簿等保存制度の3つの区分と概要

区分/概要	ポイント
① 電子帳簿等保存 自社で最初から一貫してパソコンなどで作成している帳簿などは、電子データのまま保存できる。	任意 (紙での保存も可)
② スキャナ保存 決算関係書類を除く国税関係書類は、スマホやスキャナで読み取った電子データで保存することができる。	任意 (紙での保存も可)
③ 電子取引データ保存 法人税などに関し帳簿・書類の保存義務が課されている者は、請求書などに相当する電子データをやり取りした場合、その電子取引データを保存しなければならない。	義務 (紙での保存は不可)

(出所)国税庁の資料をもとに当社作成

図表2 電子取引データ保存の主な要件

1	<b>改ざん防止のための措置</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 電子データにタイムスタンプを押すことで対応できる。</li><li>● 「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」といったシステム費用などをかけずに導入する方法もある。</li><li>● 国税庁HPに、改ざん防止のための事務処理規程のサンプルが掲載されている。</li></ul>
2	<b>検索機能の確保</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 「日付」「金額」「取引先」で検索できる必要がある。</li><li>● 表計算ソフトなどで索引簿を作成する方法もある。</li><li>● データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約する方法もある。</li></ul>
3	<b>見読可能装置の備え付け</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● データが確認できるパソコンやディスプレイ、プリンターなどの見読可能装置を備え付ける必要がある。</li></ul>